2　法第百二十六条第一項に規定する厚生労働省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。
一　当該一般社団法人の登記事項証明書
二　当該一般社団法人の理事及び監事の氏名、生年月日及び住所を記載した書類
三　法第百二十七条各号に掲げる基準に適合することを証明する書類
四　当該一般社団法人の理事及び監事が法第百二十八条第一号イからニまでのいずれにも該当しないことを証明する書類
五　法第百二十八条第二号及び第三号のいずれにも該当しないことを証明する書類
六　前各号に掲げるもののほか、所轄庁が法第百二十五条の認定（以下「社会福祉連携推進認定」という。）に必要と認める書類
3　前項の申請書類には、副本一通を添付しなければならない。
4　法第百二十六条第二項第四号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　法第百二十五条第四号の業務（次号及び第三号において「貸付業務」という。）により支援を受けようとする社員名
二　貸付業務に係る貸付けの金額
三　貸付業務に係る貸付けの契約日
四　法第百二十七条第五号トに掲げる事項の承認の方法

（社会福祉連携推進認定の基準）

**第四十条**　法第百二十七条第二号に規定する厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。
一　社会福祉事業等従事者の養成機関を経営する法人
二　社会福祉を目的とする事業（社会福祉事業を除く。）を経営する法人
2　法第百二十七条第五号イに規定する厚生労働省令で定める社員の議決権に関する事項は、次に掲げる事項とする。
一　社員は、各一個の議決権を有するものであること。ただし、社員総会において行使できる議決権の数、議決権を行使することができる事項、議決権の行使の条件その他の社員の議決権に関する定款の定めが次のいずれにも該当する場合は、この限りでないこと。
イ　社員の議決権に関して、社会福祉連携推進目的に照らし、不当に差別的な取扱いをしないものであること。
ロ　社員の議決権に関して、社員が当該一般社団法人に対して提供した金銭その他の財産の価額に応じて異なる取扱いをしないものであること。
ハ　社員の議決権に関して、一の社員が総社員の議決権の過半数を保有しないものであること。
二　総社員の議決権の過半数は、社員である社会福祉法人が保有しなければならないものであること。
3　法第百二十七条第五号ロ⑵に規定する当該一般社団法人の各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者は、次に掲げる者とする。
一　当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
二　当該理事の使用人
三　当該理事から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持している者
四　前二号に掲げる者の配偶者
五　第一号から第三号までに掲げる者の三親等以内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

（新設）